



Title	沖縄関係 沖縄返還交渉 -3 (対内) (大臣・屋良 (十一・二八) 外務省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	令和元年度外交記録公開 公開日 : 2019年12月25日 外務省外交史料館管理番号 : B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号 : nd
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

大正、厚良 (十一、二)

一般情報

44. 11. 29 (No. 274)

3. アメリカ肩ブローフ (28日)

○アイチ・ヤラ会議

ミズヤラ主席より、大臣のこのたびの労を謝し、オキナ
ワ島の微みよな政治情勢のため、ハネダにお出迎えて
きなかつたことについて、自分(ヤラ)の心算を御けん察
願いたいとの発言があつた。

主席から、ワシントン^カに電話で、大臣からオトツ。*



ワシントン会議の模様についていろいろ話を聞かせていただいたことに感謝していること。また総理が核構面の整備、経済面での保障、国政参加等について強い決意を示されたことにも感謝している旨述べた上、オキナワけん民にはやはり今回の共同声明について若干の懸念があるとして、「核ぬき」「おふの自由発進」の問題について、政府のいうとおり大じよう夫なのか確認したく、また共同声明が安保けん持をとない、オキナワ基地の重要性を認めている以上、オキナワの大規模な、かつ密度の高い基地が安保条約を前提に固定化され、従つてそれから生ずる公害や人権問題も固定するのではないかと懸念されるとのべた。

これに対し大臣は、主席の謝意の表明を多とし、今後力を合せていきたいと思いますとのべたのちが核は最もく心した所だが、大統領の強い約束を信じて良く、目に見えて撤去の実績が上がるだろう。有事持込みの密約うんぬんといわれるが、そのような秘密の取決めは口頭でも文書でも全く存在しない。米國が核持込みについてわが國に事前協議を求める権利は有している点は米國政府の国内むけの立場を考慮して入つているが、米國はわが政府の非核子原則をよく理解しているし、キヤ・アイゼンハワー交換公文も生きている。これらの点については総理の国会における所信表

明を通じて逐次説明していく。

1. B52については、米國も72年までベトナム戦争が続くことを欲していないが、戦争当事者としては今は何もいえない事情にある。しかしオキナワの72年返かんは決まっているのだからその点は心配ない。共同声明の「改めて協議する」というのは、相談にのりましょうということであつてB52を認めようということではない。返かん後わが國が発進を許すことは常識上考えられるであろうか。

2. 基地問題については、安保継続が合意され、そのもとで地位協定がオキナワにも適用されることがはつきりしている。72年まで復帰準備のため日米が意思を通し、基地問題も含めていろいろ話し合つていくレールもしかれていくであろう。今の時点で共同声明に基地の縮小等を盛るのは時期しよう早なので入っていないが今後はこの点も十分に考えていかねばならぬ。とのべた。大臣は、さらに、「ゆたかなオキナワけん造り」のため、政府も全力をあげて取り組む旨述べた上、準備役に対するヤラ主席の協力を求め、ヤラ氏の発言力が高くなるように運営していくのは当然とのべ、國政参加についても政府は積極的に取り組み、総理の所信表明の中にも盛り込まれるだろうと述べた。

次いで主席より、大臣のお話しはよくわかったが、ベトナムについての協議は発進のための協議ではないかと質したのに対し、大臣は、交渉が成功りに終つた今日米国内もかわりつつあるが、はらの中のことまでかけとはいえない。共同声明全体をみてわかるように、戦闘作戦行動を予想するとは書いていない。共同声明の大筋は国際緊張の緩和促進にあり、そういう観点からみてほしいと説明した。

さらにヤラ主席より、万一の場合、返かんを遅らせることと発進を認めることの二者択一になるとはならないかと質したのに対し、大臣は72年返かんに米国は賛成しており、日本の意を無視した発進はありえないと述べた。主席はまた、基地の縮小について再びたずねたが、大臣は、その可能性は十分ある。軍人はあきらめが早いから米軍部は思ったよりも早く変り身を見せるかもしれない。と答えられた。最後に「お互いにミッドウンを渡つた。オキナワがけんの一つとしてすつぽり本土に入れるよういろいろな面で協力していきよう」と述べ、会見を終えた。